



2024年5月21日

各位

会社名 株式会社遠藤照明
代表者名 代表取締役社長 遠藤 邦彦
(コード番号 6932 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 管理本部長 後藤 修二
(TEL 06-6267-7095)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主様（以下「提案株主」といいます。）より2024年6月26日開催予定の当社第53回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、2024年5月21日開催の取締役会において、本株主提案について、当社取締役会の意見を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容及び理由

(1) 株主様1名による提案

※提案株主は個人株主様であるため、提案株主の名称・氏名の開示は控えさせていただきます。

(2) 議題

- ① 剰余金処分の件
- ② 自己株式取得の件
- ③ 定款一部変更の件（取締役の任期の短縮）

(3) 議案の要領及び提案の理由

別紙に記載のとおりです。なお、形式的な調整を除き、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま記載したものであります。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 剰余金処分の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社の資本政策及び株主還元に関する基本的な考え方は、利益の最大化を経営目標とし、その獲得した利益を以って財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対して安定的な配当の維持及び適正な利益還元を行うこととしています。

当社の直近5年間の1株当たり配当額は、第48期(2019年3月期)30.00円、第49期(2020年3月期)30.00円、第50期(2021年3月期)15.00円、第51期(2022年3月期)22.50円、第52期(2023年3月期)30.00円となっており、第50期にコロナ禍による一時的な業績の悪化もあって減配したものの、その後は利益還元の強化を着実に進めており、第53期

(2024年3月期)については、当初予想していた見通しから単体業績も上振れしたため、年間配当額は期首予想の35.0円から40.00円への増配を会社提案としております。

本株主提案が求めるグループ連結の当期純利益の3分の1に相当する配当は、当社を取り巻く物価上昇及び為替変動リスク等のある経営環境の中、今後高い成長の見込まれる海外事業拡大を含めた中長期的な成長の実現に支障をきたす恐れがある上に、株主の皆様に対する将来に亘っての安定した株主還元を困難とする懸念を生じさせるものと考えております。したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

当社としましては、成長機会の高い海外事業拡大に向けて、現地での成長投資や再投資を検討しております。中国の製造子会社である昆山恩都照明有限公司は設立20年を経過し再投資の時期に来ており、生産能力増強に向けた成長投資を検討開始しており、また英国ANSELL社においてもさらなる成長の為、欧州域内での販売拡大に向けた成長投資を検討しています。

今後剰余金については、成長投資と株主還元の取り組みを検討した上で、第55期(2026年3月期)を初年度とする次期中期経営計画において、長期的展望に立った新規事業や新製品の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力の更なる強化に取り組み、株主の皆様に対する将来に亘っての安定した更なる株主還元を目指してまいります。

(2) 自己株式取得の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、自己株式の取得は、資本効率及び株主還元の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のために有効であると認識しておりますが、その実施については、当社株式の取引状況及び株価を踏まえながら、将来の成長に向けた投資とのバランスを考慮した上で、適切な時期に行うべきであると考えております。

本株主提案が求める発行済み株式総数の約5%の自己株式の取得は、当社の第55期(2026年3月期)を初年度とする次期中期経営計画において検討している成長投資の財源を損ない、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる可能性があり、結果として株主の皆様利益を毀損するおそれがあるものと考えます。したがって、当社取締役会は本議案に反対いたします。

(3) 定款一部変更の件(取締役の任期の短縮)

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案と実質的に同一の内容の議案を会社提案として本株主総会に提案する予定ですが、本提案株主による提案の理由は、当社取締役会の提案の理由とは異なります。当社取締役会からの提案の理由については、下記②をご参照ください。

② 当社取締役会からの提案の理由(会社提案)

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)につき所要の変更を行うものであります。

③ 変更の内容

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終

現行定款	変更案
<p>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示しております。)

以 上

<別紙>本株主提案の内容

形式的な調整を除き提案株主から提出されたものを原文のまま記載しています。

1. 提案する議題

- (1) 剰余金処分の件
- (2) 自己株式取得の件
- (3) 定款一部変更の件（取締役の任期の短縮）

2. 議案の要領及び提案の理由等

(1) 剰余金処分の件

①議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 1株当たりの配当額

当社の2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結) 1. 2024年3月期の連結業績(2023年4月1日~2024年3月31日) (1) 連結経営成績に記載される2024年3月期1株当たり当期純利益の額の3分の1に相当する金額から小数点以下を切り捨てた額(以下「実績EPSの1/3」と言います。)から、第53期事業年度における中間配当金17.5円及び本定時株主総会において当社取締役会が提案し、本定時株主総会において承認された当社株式1株当たりの剰余金の処分額を控除した金額とする(本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には、実績EPSの1/3から第53期事業年度における中間配当金17.5円を控除した金額)。

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき上記(イ)の1株当たりの配当額(配当総額は1株当たりの配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額)。

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

(オ) 配当支払い開始日

本定時株主総会の翌営業日から起算して、3週間後の日

②提案の理由

過去5年間の当社の営業キャッシュフローは、平均値が48.0億円、最大値が58.4億円、最小値が27.8億円と安定して大幅な黒字を計上してきました。この間に投資キャッシュフローは、平均で26.0億円の赤字にとどまりましたので、過去5年間の当社のフリーキャッシュフローは、平均値が22.0億円、最大値が40.4億円、最小値が5.3億円と安定して大幅な黒字を計上し、当社の純有利子負債残高は、2018年3月末の146.1億円から2023年3月末の39.7億円まで急減しております。

当社の主要事業である照明器具販売業界においては、2010年代前半のLED照明市場の急拡大とその反動による成長鈍化が発生しましたがその後は、既存設備の更新需要と環境問題の深刻化に伴う消費電力管理の一層の高度化要求に対応する高付加価値商品への市場シフトに支えられた市場拡大が続いており、当社のフリーキャッシュフローは今後も安定した黒字の確保が期待できる状況と考えます。

当社の過去5年間の年間配当実績は、30円、30円、15円、22.5円、30円で推移しており、概ね安定配当を指向するものですが、過去5年間の配当性向は、平均値が16.9%、最大値が23.1%、最小値が10.0%と2023年3月期決算の上場企業の平均配当性向約35%を大きく下回る水準で推移しております。フリーキャッシュフローの大幅な黒字の中で今後も低い配当性向を継続することは過大な手元資金の抱え込みにつながり、インフレによる価値の目減り、無理な資金運用による投資損失を招き余計な財務リスクを発生させる可能性があります。加えて、当社は、コーポレートガバナンスポリシーの「当社の資本政策及び株主還元」において「獲得した利益については、その3分の1ずつをそれぞれ、株主還元、従業員及び内部留保金に分配することを基本方針とする。」と記載しております。自らが定めて外部関係者に宣明した基本方針を特段の理由なく長期間にわたって遵守しないことは、当社がコーポレート・ガバナンスを重要視していないとの印象を関係者各位に与えかねない行為であり、早急に配当性向の適正化を実施すべきと考えます。

以上により、当社の第53期事業年度において実績EPSの1/3の配当を実施することは、重要なステークホルダーである株主への還元の適正化、財務リスク管理の改善、当社財務運営方針への市場の信頼向上をとおして、中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、本件を提案します。

(2) 自己株式取得の件

①議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数735千株（発行済み株式総数の約5%）取得価額の総額1,600百万円を限度として金銭の交付をもって取得することとする。

②提案の理由

自己資本の充実、財務の安定性を高めることをとおして企業価値の向上に資することは言うまでもないことです。しかしながら、内部留保を最優先する過度に保守的な資本政策をとり過大な自己資本を確保することは、加重平均資本コスト（以下、「WACC」と言います。）の上昇により企業価値を引き下げる効果を持つのは、コーポレートファイナンス理論の教示するところです。

当社の自己資本比率は、2019年3月期から2023年3月期の5年間に41.3%から55.0%へと着実に上昇しております。過去5年間の平均成長率は、売上高が2.7%、営業利益が4.1%であり、コロナ禍の数年間を間に挿むにもかかわらず一度も営業赤字に陥ることがない安定度の高い事業運営となっております。フリーキャッシュフローの状況については上記(1)剰余金処分の件に記載したとおり、今後とも安定した黒字が期待できる状況と考えます。従って、自己資本比率50%を目標として資本政策を実施することは、十分に保守的な財務運営であると考えます。

本提案は、適切な自己資本比率を維持しWACCを適切な水準に保つことで、有効な財務リスク管理と中長期的な企業価値向上を両立することができるのと考えに基づいています。より具体的には、中長期的な自己資本比率の目標値を50%において安定的に資本政策を運営することで中長期的な企業価値の向上を図ろうとするものです。単発の自己株式の取得ではなく、明確な資本政策にもとづく継続的な自己株式の取得が当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えて、本件を提案します。

(3) 定款一部変更の件（取締役の任期の短縮）

①議案の要領

定款第21条を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会

社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行通り)</p>

②提案の理由

東京証券取引所より 2023 年 4 月 4 日に公表された東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書 2023 の 1・1・2 取締役・取締役会 (1) 取締役の任期には、「会社法第 332 条第 1 項は、取締役の任期について原則として選任後 2 年以内と定める一方、定款又は株主総会の決議によってその任期を短縮できると定めている。(中略)近年では、経営環境の変化に機動的に対応することや、経営責任の明確化及び株主の信認を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化等を目的とし、監査役会設置会社において取締役の任期を 1 年とする会社の割合が増加している (図表 18)。」と記載されており、図表 18 には、定款上の取締役の任期 (監査役会設置会社) の任期 1 年の会社の割合が 2014 年 56.9%より 2 年ごとの調査の度に増加して 2022 年には 65.2%となり、全体の 2/3 の会社が定款上の任期を 1 年としていることを具体的な数値で示しています。取締役の任期短縮については、世界的な議決権行使助言会社である ISS は、「原則として賛成を推奨する」と 2024 年度版日本向け議決権行使助言基準に記載しており、近い将来、大多数の上場企業が取締役の任期を 1 年とするものと考えます。

取締役任期の短縮は、東証のコーポレート・ガバナンス白書にあるとおり、経営責任の明確化をとおしてコーポレート・ガバナンス体制の強化を基本的な目的とするものですが、合わせて当社のコーポレート・ガバナンスコードへの対応が単なるお題目としてではなく、経営の機動性、取締役会の監督機能の強化を目指す実効性のあるものであるとのメッセージをステークホルダーへと発信する効果があると考えます。昨年 3 月末に東証より要請のあった PBR (株価純資産倍率) の改善についても、短期的な収益改善、臨時配当の実施ではなく、中長期的な視野に立った成長投資、研究開発、人的資本への投資などの着実な実施とあわせて、事業戦略、経営姿勢を外部に有効に発信するための情報開示の工夫も重要であることは、多くの識者の指摘するところです。

本件、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化をとおして、中長期的な企業価値向上に資することを期して、提案します。

以 上